

教育委員会

教育公安委員会 【所管関係資料】

12月4日当日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
生涯学習課	秋田県青少年交流センターの指定管理について	3

秋田県青少年交流センターの指定管理について

生涯学習課

1 これまでの経緯

時期（令和7年）	内 容
8月26日	指定管理者である一般財団法人秋田県青年会館から、利用者の減少により収益が著しく悪化している状況を踏まえ、指定管理料の増額の申し出があった。
同日以降	指定管理業務を継続するための収支改善や指定管理料の増額等について、繰り返し協議を行った。
11月中旬	申し出の理由による収益悪化は、指定管理料を増額すべき事情に該当しないと判断し、指定管理者にその旨を伝えるとともに、それ以外の事項等について、引き続き協議することとした。
11月21日	指定管理者の臨時理事会において、指定管理業務を令和7年12月末で終了することが承認された。
11月28日	指定管理者と協議の結果、同年12月末での指定管理業務の終了を承認するとともに、指定管理期間の短縮等に伴う指定管理料の変更について合意した。
12月 3日	県民への休館等の周知や利用予約の取消し等を開始した。

2 今後の対応等

- 令和7年12月末まで
- ・県民への休館等の周知、予約者への予約取消の連絡・説明、予約者・入居団体への代替施設の斡旋等
 - ・指定管理料の支払（最終）及び指定管理者との速やかな引継の実施
 - ・令和8年度からの施設運営（再開、休館等）について検討
- 令和8年1月以降
- ・施設の休館、維持管理等
 - ・施設のあり方検討や民間事業者からのサウンディング等を実施